

(案)

契 約 書

1. 件 名 水理試験用ロッドの製造
2. 業 務 別添、仕様書、見積仕様書、企画書及び実施体制図のとおり
3. 履 行 期 間 契約締結日 ～ 2028年3月17日まで
4. 請負代金額 金〇,〇〇〇, 〇〇〇円
(消費税及び地方消費税〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を含む)
5. 支 払 条 件 検査後払い
ただし、受注者は、発注者に対し、履行期間内の下記年度において、業務に必要な経費の支払について前金払請求書を3月10日までに提出し、発注者は、この内容が適当であることを確認の上、上記請負代金額のうち、下記金額を限度として、上記請求書の提出を受けた月の翌月末までに(上記請求書の提出が3月1日から3月10日までの場合は同月末までに) 受注者に支払う。
2025年度前金払限度額：金〇,〇〇〇, 〇〇〇円
2026年度前金払限度額：金〇,〇〇〇, 〇〇〇円
6. 契約保証金 免 除

上記の業務について、発注者と受注者は、対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者 住 所 東京都港区芝四丁目1番23号
原子力発電環境整備機構
氏 名 理 事 長 山 口 彰

受 注 者 住 所
株式会社
氏 名 代表取締役社長

(総 則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（冒頭を含む。以下同じ。）に基づき、別添「仕様書」及び「見積仕様書または企画書（以下「企画書」という。）」（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書及び仕様書等に記載の物品の製造（以下「製造」という。）を契約書及び仕様書等に記載の履行期限（以下「履行期限」という。）までに完了し、契約の目的物（性質上必要な容器及び外包等も含む。以下「製造物品」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を受注者に支払うものとする。
- 3 乙は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲と乙との協議がある場合を除き、製造を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 乙は、この契約の履行に当たっては、甲から提供を受けた情報を適正に管理し、当該情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等が生じないよう万全の対策を講じなければならない。
- 5 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 6 乙は、この業務を完了したときは、甲の指示に従って前2項の情報を甲に返還し、又は抹消する措置を講じなければならない。
- 7 乙は、この契約の遂行に伴う、談合等の不正行為の取扱い、暴力団関与の場合の取扱い、又は個人情報の取扱いについては、別記特記事項を守らなければならない。
- 8 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 甲及び乙は、この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。ただし、指示等の内容が軽微なもの、簡易な事務連絡又は参考情報の提供については、口頭のみにより行うことができる。
- 3 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(関連工事の調整)

- 第3条 甲は、乙の履行する製造及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事等が履行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その履行につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事等の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表の提出)

- 第4条 乙は、この契約締結後14日以内に仕様書等に基づいて工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の工程表を受領した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期限又は仕様書等が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前二項の規定を準用する。
- 4 工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 乙は、製造物品（未完成の製造物品及び製造を行う上で得られた記録等を含む。）、主要構成品及び付属品（以下「構成品等」という。）のうち第18条 第2項の規定による検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(知的財産権等の使用)

第6条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「知的財産権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(著作者人格権の制限等)

- 第7条 乙は、甲に対し、製造物品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（乙がこの契約締結以前から保有するものを除く。以下「著作物」という。）に該当する場合は、製造物品の利用を許諾する。
- 2 甲は、製造物品が著作物に該当する場合は、当該製造物品の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
 - 3 甲は、製造物品が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該製造物品に表示した氏名の変更をすることができる。
 - 4 乙は、製造物品が著作物に該当する場合において、甲が当該製造物品の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、製造物品が著作物に該当しない場合には、当該製造物品の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
 - 5 甲は、乙が製造物品の作成に当たって開発した著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物及び著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラムの著作物及びデータベースの著作物を利用することができる。
 - 6 乙は、各項の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項に規定する氏名表示権及び同一性保持権を行使してはならない。また、甲の承諾なく、甲以外の第三者に製造物品（未完成の製造物品及び製造を行う上で得られた記録等を含む。）の利用又は複製、公表、表示した氏名の変更及び改変について許諾してはならない。

(著作権の譲渡等)

第8条 乙は、製造物品が著作物に該当する場合には、著作権法第21条から第28条までに規定する当該製造物品に係る乙の著作権に含まれる権利を当該製造物品の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

(著作権等の譲渡禁止)

第9条 乙は、製造物品に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利及び出版権を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害の防止)

第10条 乙は、その作成する製造物品が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、甲に対して保証する。

2 乙は、その作成する製造物品が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し又は必要な措置を講ずるものとする。

(著作物の利用)

第11条 乙は、甲乙間で取り交わした図面、取扱説明書等について、甲が本契約の目的物を用いて実施する業務・工事等および本契約の目的物を修理、改造、点検、保守、据付する場合に限り、使用、複製、改変等行うことができる著作権法上のすべての権利を甲に許諾(第三者への再許諾を含む。)するとともに、甲が指定する者に対して著作者人格権を行使しないことに同意する。ただし、乙の正当な利益を害するおそれがあるとして乙から申し出がなされた場合は、その取扱いについて甲乙協議して定めるものとする。

(下請負)

第12条 乙は、業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

2 乙は、下請負(業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることをいう。)を行ってはならない。ただし、当該下請負が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本契約の締結時における別添の実施体制図に定めるものであるとき。

二 甲の承認を得たものであるとき。

三 乙が下請負先に支払う契約金額が100万円未満で、かつ請負代金総額の50%以下に該当するとき。

3 乙は、前項第二号の甲による承認を受けようとする場合は、あらかじめ様式第1により作成した下請負承認申請書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、下請負を行うときは、下請負を行った業務に伴う当該第三者(以下「下請負人」という。)の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

5 乙は、下請負を行うときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と約定しなければならない。なお、乙は、当該約定に当たっては、第1条第5項から同条第8項までに基づき乙に課される義務と同等の義務を下請負人に課さなければならない。

(実施体制等の確認)

第13条 甲は、乙又は乙の下請負人の実施体制、業務実施状況、品質保証及び品質保証活動の実施状況を確認するために必要と認めるときは、乙に報告を求め、又は乙の事務所、事業場等若しくは乙の立会いのもと下請負人の事務所、事業場等に立入り、調査することができる。

2 乙は、前項の場合、調査の目的を達成するために必要な証憑類、その他の関係資料を甲に提示しなければならない。

3 甲は、乙又は乙の下請負人の実施体制又は業務実施状況に関して改善の必要を認めた場合、乙にその改善を求めることができる。

(監督職員)

第14条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

四 この契約の履行に関する乙又は乙の実施責任者等との協議

五 この契約書及び仕様書等の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

六 甲の意図する成果物を完成させるために特に必要と認めるときにおける乙又は乙の実施責任者等に対する業務に関する通知

七 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

- 3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、また監督職員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の通知又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人、主任技術者、災害防止責任者)

第15条 乙は、据付工事の施工にあたっては、甲の確認を受けた現場代理人および主任技術者（または監理技術者）をおくものとする。なお、現場代理人は、仕様書等に別段の定めがあるときを除き、主任技術者（または監理技術者）を兼務することができる。

(乙の使用人に対する措置請求)

- 第16条 甲は、乙の使用人がその製造の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
 - 3 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(履行報告)

第17条 乙は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しなければならない。

(構成品等の品質及び検査等)

- 第18条 構成品等の品質については、仕様書等に定めるところによる。仕様書等にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 乙は、仕様書等において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された構成品等については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
 - 3 監督職員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

(監督職員の立会い及び製造記録の整備等)

- 第19条 構成品等の品質については、仕様書等に定めるところによる。仕様書等にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 乙は、仕様書等において監督職員の立会いの上、製造するものと指定された製造については、当該立会いを受けて製造しなければならない。
 - 3 乙は、前二項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて仕様書等において見本又は工程写真等の記録を整備すべきものと指定した構成品等の試験又は製造をするときは、仕様書等に定めるところにより、当該見本又は工程写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 4 監督職員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、構成品等を

試験した上、使用又は製造することができる。この場合において、乙は、当該構成品等の試験又は当該製造を適切に行ったことを証する見本又は工程写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工程写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第20条 甲が乙に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する製造機械器具、図面その他製造に必要な物品等（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質又は規格若しくは性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料及び貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料及び貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が仕様書等の定めと異なり又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料及び貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料及び貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料及び貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料及び貸与品に代えて他の支給材料及び貸与品を引き渡し、支給材料及び貸与品の品名、数量、品質又は規格若しくは性能を変更し又は理由を明示した書面により、当該支給材料及び貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料及び貸与品の品名、数量、品質又は規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前二項の場合において、必要があると認められるときは履行期限若しくは請負代金額を変更し又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、仕様書等に定めるところにより、製造の完了、仕様書等の変更等によって不用となった支給材料及び貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料及び貸与品が滅失若しくはき損し又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め若しくは原状に復して返還し又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料及び貸与品の使用方法が仕様書等に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(仕様書等と履行内容が一致しない場合の修補義務)

第21条 乙は、履行の内容が仕様書等又は甲の指示若しくは甲と乙との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、履行期限若しくは請負代金額を変更し又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第22条 乙は、製造を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、様式第2により作成した確認請求書によりその確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、入札説明書及び入札説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定

められている場合を除く。).

二 仕様書等に誤謬又は脱漏があること。

三 仕様書等の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期限若しくは請負代金額を変更し又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（仕様書等又は製造に関する指示の変更）

第23条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書等又は製造に関する指示の変更内容を乙に通知して、仕様書等又は製造に関する指示を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは請負代金額を変更し又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（製造の中止）

第24条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、乙の責めに帰することができないものにより製造現場の状態が著しく変動したため、乙が製造を行うことができないと認められるときは、甲は、製造の中止内容を直ちに乙に通知して、製造の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、製造の中止内容を乙に通知して、製造の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 甲は、前二項の規定により製造を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期限若しくは請負代金額を変更し又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い履行期限の禁止）

第25条 甲は、履行期限の延長又は短縮を行うときは、この製造に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により製造等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（製造に係る乙の提案）

第26条 乙は、仕様書等又は製造に関する指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し又は発案したときは、甲に対して、様式第2により作成した確認請求書により当該発見又は発案に基づき仕様書等又は製造に関する指示の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等又は製造に関する指示の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により仕様書等又は製造に関する指示が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期限又は請負代金額を変更しなければならない。

(乙の請求による履行期限の延長)

第27条 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期限までに製造を完了することができないときは、様式第2により作成した確認請求書により甲に履行期限の延長変更を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期限を延長しなければならない。甲は、その履行期限の延長が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による履行期限の短縮又は延長)

第28条 甲は、特別の理由により履行期限を短縮する必要があるときは、履行期限の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期限の変更方法)

第29条 履行期限の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期限の変更事由が生じた日(第27条の場合にあっては甲が履行期限の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が履行期限の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第30条 請負代金額の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と乙とが協議して定める。

(物価等の変動に基づく請負代金額の変更)

第31条 発注者又は乙は、履行期限までに日本国内における賃金水準又は物価水準に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったと認められるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、特別な要因により、履行期限までに構成部品等の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったと認められるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

3 甲又は乙は、予期することのできない特別の事情により、履行期限までに日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったと認められるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

4 前三項の場合において、請負代金額の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

5 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項から第3項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

6 甲又は乙は、この条の規定により請負代金額が変更された後についても再度、第1項から第3項の請求をすることができる。

(臨機の措置)

第32条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を様式第2により作成した確認請求書により甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害防止その他製造を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(一般的損害)

第33条 製造物品の引渡し前に、当該製造物品に生じた損害その他製造を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第35条 第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第34条 製造を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、製造を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、製造を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

4 前三項の場合その他製造を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第35条 製造物品の引渡し前に、天災等で甲と乙のいずれの責めにも帰することができないものにより、乙が既に製造を完了した部分（以下「出来形部分」という。）に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。なお、その賠償額は甲と乙とが協議の上、定めるものとする。

4 乙は、第2項の規定により損害の状況が確認されたときは、履行期限の延長を甲に請求することができる。

(請負代金額の変更に代える仕様書等の変更)

第36条 甲は、第19条 から第24条 、第26条 から第28条 、第31条 から第33条 までの規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、

仕様書等の変更内容は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。なお、その賠償額は甲と乙とが協議の上、定めるものとする。
- 4 乙は、第 2 項の規定により損害の状況が確認されたときは、履行期限の延長を甲に請求することができる。

(検査及び引渡し)

第 37 条 乙は、製造を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に乙の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、製造の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 4 甲は、第 2 項の検査によって製造の完了を確認した後、乙が製造物品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該製造物品の引渡しを受けなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、製造物品の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 乙は、仕様書等に定めるところの製造について第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を製造の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(請負代金の支払い)

第 38 条 乙は、前条第 2 項（同条第 6 項後段の規定により適用される場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを甲に請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、引渡しを受けた日の属する月の翌月末までに請負代金額を支払わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、乙は業務の完了前に業務に必要な経費の支払を受けようとするときは、様式第 3 により作成した概算払請求書を提出することができ、甲は、適当と認めたときはこれを支払うことができる。

(引渡し前における製造物品の使用)

第 39 条 甲は、第 37 条 第 4 項若しくは第 5 項の規定による引渡し前においても、製造物品の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第 1 項の規定により製造物品の全部又は一部を使用したことによって、甲の責により乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金の使用等)

第 40 条 乙は、前払金をこの契約における物品の製造に必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(第三者による代理受領)

第 41 条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 38 条 の規定に基づく支払いをしなければならない。

- 3 甲は、第1項の規定により製造物品の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第42条 甲は、引き渡された製造物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、製造物品の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 製造物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第43条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約

金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 前項第4号に該当する場合であって、前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - 四 前項第4号に該当する場合であって、乙が甲に独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙が前2項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ甲に支払わなければならない。
- 4 乙は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 〔注〕第2項第3号及び第4号は、政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受ける場合に使用することとする。

（甲の任意解除権）

- 第44条 甲は、製造が完了するまでの間は、次条又は第46条の規定によるほか、必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（甲の催告による解除権）

- 第45条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。正当な理由なく、製造に着手すべき期日を過ぎても製造に着手しないとき。
- 一 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 二 その責めに帰すべき事由により、履行期限までに製造が完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に製造を完了する見込みがないと認められるとき。
 - 三 過失により製造を粗雑にしたと認められるとき。
 - 四 この契約の履行に関し、乙、乙の使用人又は代理人が不正又は不誠実な行為をしたと認められるとき。
 - 五 法令等に基づき配置しなければならない製造責任者等を配置しなかったとき。
 - 六 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - 七 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

- 第46条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
 - 二 この契約の製造物品を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - 三 引き渡された製造物品に契約不適合がある場合において、その不適合を除去しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - 四 乙がこの契約の製造物品の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 五 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示

した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

九 第48条 又は第49条 の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第47条 第45条 各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第48条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（乙の催告によらない解除権）

第49条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 第23条 の規定により仕様書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第24条 の規定による製造の中止期間が契約年月日から履行期限の日までの期間の10分の5（契約年月日から履行期限の日までの期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が製造の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の製造が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第50条 第48条 又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、

前2条の規定による解除をすることができない。

(解除の効果)

第51条 この契約が解除された場合には、第1条 第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、製造の出来形部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、製造の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した出来形部分及び部分払の対象となった構成品等の引渡しを受けることができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分及び部分払の対象となった構成品等に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。

3 前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

4 第2項に規定する製造の出来形部分及び部分払の対象となった構成品等に相応する請負代金は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(解除に伴う措置)

第52条 この契約が履行期限の前に解除された場合において、支払条件の規定による前払金があったときは、乙は、解除が第45条 、第46条 又は次条第3項の規定によるときにあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第44条 、第48条 又は第49条 の規定によるときにあっては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が履行期限の前に解除され、かつ、前条第2項の規定により製造の出来形部分及び部分払の対象となった構成品等の引渡しが行われる場合において、**5. 支払条件**の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額を前条第4項の規定により定められた製造の出来形部分及び部分払の対象となった構成品等に相応する請負代金額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、解除が第45条 、第46条 又は次条第3項の規定によるときにあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から 返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第44条 、第48条 又は第49条 の規定によるときにあっては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。

3 乙は、この契約が履行期限の前に解除された場合において、支給材料があるときは、前条第2項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め若しくは原状に回復して返還し又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 乙は、この契約が履行期限の前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に回復して返還し又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 第3項前段及び第4項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第45条 、第46条 又は次条第3項の規定によるときは甲が定め、第44条 、第48条 又は第49条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項後段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

6 履行期限の後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

第53条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期限内に製造を完了することができないとき。
 - 二 製造物品に契約不適合があるとき。
 - 三 第45条 又は第46条 の規定により製造物品の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、請負代金額（一部解除の場合は解除部分に相当する代金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第45条 又は第46条 の規定により、製造物品の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 製造物品の完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める割合で計算した額とする。

（乙の損害賠償請求等）

- 第54条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念上に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第48条 又は第49条 の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第38条 第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数においては、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

- 第55条 甲は、引き渡された製造物品に関し、第37条 第4項又は第5項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 甲は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の

消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 甲は、製造物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された製造物品の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことはできない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

- 第56条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に定める割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

- 第57条 この契約書の各条項において甲と乙とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙は不服がある場合その他この契約に関して甲と乙との間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲と乙とが協議して特別の定めをしたものを除き、甲と乙とがそれぞれ負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙の使用人の製造の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第16条 第2項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、第1項の調停の手続を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の甲と乙との間の紛争 について民事訴訟法(明治23年法律第29号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(契約書の発効日)

- 第58条 この契約書は、契約締結日から効力を有する。

(存続条項)

- 第59条 本契約が期間満了又は解除により終了した場合であっても第1条 (総則) 14項、第9条 (著作権の譲渡等)、第34条 (第三者に及ぼした損害)、第42条 (契約不適合責任)、及び第60条 (補則) の定めは有効に存続する。

(補則)

- 第60条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

(別紙)

遵 守 事 項

1. 乙は、甲の掲げる経営理念に則り、かつ、甲の事業の社会的影響の大きさに特に留意して誠意をもって本件を実施すること
2. 乙は、甲の事業の公正性、透明性及び信頼性を棄損することのないよう本件を実施すること
3. 乙は、上記1、2に加え甲の事業に関する国民への理解活動において説明会等を開催する場合、以下の行為を行わないこと
 - (1) 金銭・便益等の提供を伴う参加者募集
 - (2) 意図的な参加者の選別及び発言の誘導

下請負承認申請書

記 号 番 号
年 月 日

原子力発電環境整備機構 殿

所 在 地
名 称
代 表 者 氏 名 印

契約書第 1 2 条第 3 項の規定に基づき、下請負について以下のとおり申請します。
弊社は、申請する下請負人若しくはその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力又はそれらの者との関与があると認められる者でないことを確認し、下請負人に第 1 条第 8 項に基づく暴力団関与の場合の取扱いと同等の義務を課すこと。

件 名	
契約年月日	
契約期間	

変更箇所	変更理由

※下請負先が追加・変更となった際は変更理由欄に下請負先が追加・変更となった理由を記載すること。
※未定だった下請負先業者が決定した場合は変更理由欄に業者の選定理由を記載すること。
※下請負を行う業務内容が追加・変更となった際は変更理由欄に業務内容が追加・変更となった理由を記載すること。

変更前実施体制図	変更後実施体制図

< 注意事項 >
①本様式に「下請負先の事業概要及び業務実績等」を添付し、契約措置請求箇所に提出すること。
②実施体制図が枠内に収まらない場合は、別添での提出を可とする。

様式第 2

記 号 番 号
年 月 日

原子力発電環境整備機構 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名 印

「水理試験用ロッドの製造」
に係る確認請求書

上記の業務について、契約書第 条第 項の規定に基づき、以下に関して確認の請求をいたします。
(第 2 2 条、第 2 6 条、第 2 7 条、第 3 2 条関連)

記

- 1. 確認請求内容
- 2. 確認請求の理由
- 3. 確認請求内容が業務や契約金額に及ぼす影響

様式第 3

記 号 番 号
年 月 日

原子力発電環境整備機構 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名 印

「水理試験用ロッドの製造」
に係る請負代金概算払請求書

上記の請負代金を下記のとおり請求します。

記

- 1. 契約年月日及び契約金額
- 2. 概算払を受けた金額 ※第 1 回概算払の場合には削除する。
- 3. 請求金額
- 4. 請求金額の算出内訳及び概算払を必要とする理由
- 5. 振込先金融機関・支店名・預金種別・口座番号・預金名義
- 6. 別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(注) 単位は円とし、算用数字を用いること。

別 紙

概算払請求内訳書

(単位：円)

区 分	請負代 金額	支 出 実績額	支 出 見込額	合計額	既受領 額	請求額	残 額

様式第 4

協 議 書

原子力発電環境整備機構殿

年 月 日

受注者 名 称 :
実施責任者 : 印

件名 :

件名 : 協議内容の件名を記載											
回答											
<table><tr><td colspan="3">原子力発電環境整備機構 部</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>			原子力発電環境整備機構 部								
原子力発電環境整備機構 部											

特 記 事 項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第49条の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の場合の契約の解除等)

第4条 甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力又はそれらの者との関与があると認められる者であることが判明したときは、本契約を解除することができる。

- 2 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 4 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者で

あった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

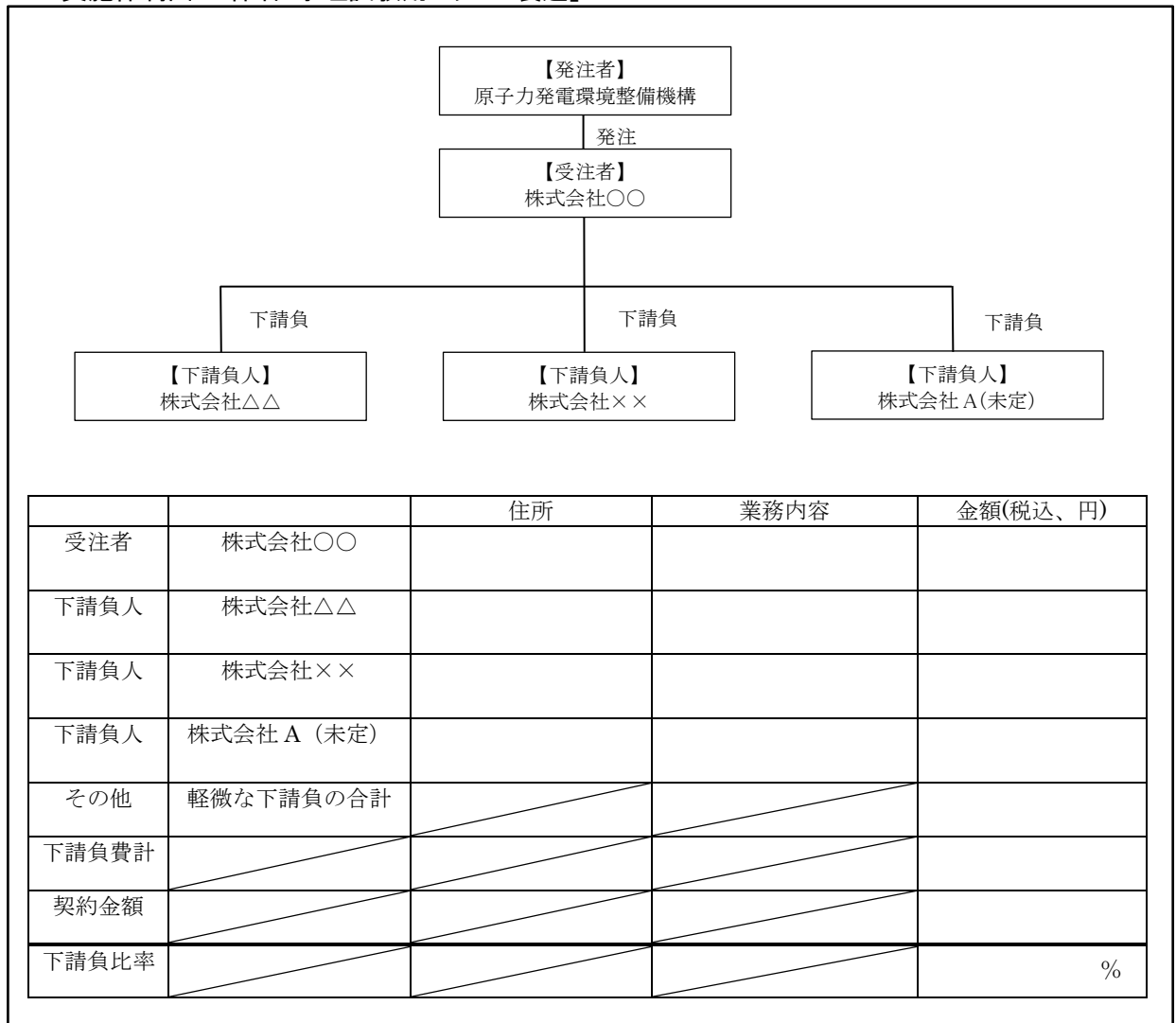
- 5 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 6 乙が、第2項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に定める割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 7 乙は、本契約に関する乙の下請負人（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。下請負が数次にわたるときは全て含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、直ちに当該下請負人との契約を解除し、又は下請負人に対し解除対象者との契約を解除させなければならない。
- 8 甲は、乙が下請負人が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人の契約を承認したとき、又は正当な理由なく前項の規定に反して当該下請負人との契約を解除せず、若しくは下請負人に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- 9 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、第2項から第6項の規定を準用する。

（個人情報に関する取扱い）

- 第5条 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）及び本契約に関して自ら収集又は作成した個人情報（以下併せて「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって、適法かつ適切に取り扱わなければならない。
- 2 乙は、本契約により知り得た個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせてはならない。
 - 3 乙は、本契約により知り得た個人情報の管理に必要な措置を講ずるとともに、個人情報の紛失、漏洩、滅失、遺失、毀損、破壊、改ざん等（以下「紛失等」という。）が生じないように万全の対策を講じなければならない。
 - 4 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約により知り得た個人情報を契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変してはならない。
 - 5 乙は、乙の従業員、その他乙の管理下にて業務に従事する者に対して、在職中及び退職後においても、本契約により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。
 - 6 乙は、個人情報を取り扱わせる業務を委任、下請負又は再委託等（以下「下請負」という。）してはならない。ただし、当該下請負につき、甲の事前の承諾を受けた場合はこの限りではない。
 - 7 乙は、前項の業務を下請負する場合は、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該下請負人に求め、かつ当該下請負人がそれを遵守することにつき約定しなければならない。
 - 8 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し個人情報の管理が適切に行われているか等について、随時調査をさせ、かつ必要な指示をすることができる。
 - 9 乙は、個人情報について、紛失等、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる指示を受けた場合には、乙は甲の指示に従わなければならない。
 - 10 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失等、その他の事故が発生し、甲が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が発生した場合には、乙は甲の指示に基づき、乙の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、甲が直接又は間接の損害を被ったときは、乙は甲に対して、その損害を賠償しなければならない。
 - 11 乙は、本契約を完了し、又は解除したときは、第1項に規定する個人情報を速やかに甲に返還するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、乙はその指示に従わなければならない。
 - 12 本条の規定は、本契約を完了し、又は解除した後においても、その効力を失わないものとする。

(別添)

● 実施体制図 件名「水理試験用ロッドの製造」



※下請負比率とは、下請負の契約金額(税込)÷契約総額(税込)×100により算出した率のことを指す。
小数点以下第2位を四捨五入にて算出すること。

※機構との契約締結後、契約書第12条3項に基づき下請負承認申請書の提出が必要となる場合は、以下の通り。

- ・下請負人の追加・変更
- ・下請負人の名称・所在地の変更
- ・下請負を行う業務内容の追加・変更

※軽微な下請負とは、1件あたりの契約金額が100万円未満で、かつ請負代金総額の50%以下の下請負を指す。

● 下請負を行う理由

・株式会社△△・・・

・株式会社××・・・

・株式会社 A（未定）・・・